事業所 各位

こども青少年局障害児福祉保健課長

事業所を利用する医療的ケア児・者の実態調査について(依頼)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、医療の発展等を背景に、胃ろうや人工呼吸器など、在宅で医療的ケアを日常的に必要と する児・者が増加しています。しかし、医療的ケア児・者の方々に対応可能な専門的な支援者や 施設等は少なく、情報の入手も困難なため、必要な障害福祉サービス等が利用できていない状況 です。

これら医療的ケア児・者の方々の在宅生活を支援する施策を推進するため、医療機関、障害福 祉サービス事業所及び保育・教育機関等の実態把握のため、調査を実施いたします。

本調査結果は、医療・福祉・教育を連携させた施策推進のための基礎資料として活用する予定 です。

なお、個別の情報は、行政等の内部資料のみとして使用します。

この調査の趣旨を御理解いただき、添付の調査票記入への御協力をお願い申し上げます。

### 1 調查対象

(1) 医療的ケア児・者の範囲

本調査での「医療的ケア児・者」とは、障害種別及び手帳の有無を問わず(2)に掲載した 医療的ケアを日常的に必要とする児・者とします。ただし、介護保険の対象となる 40 歳から 64 歳で特定疾病に該当する方と65 歳以上の方を除きます。

·調査時点 平成 29 年 12 月 1 日現在

## (2) 医療的ケア

- 気管切開のガーゼやベルト交換
- ・緊急時の気管カニューレ挿入
- ・呼吸器管理(在宅人工呼吸器 TPPV) ・中心静脈栄養の実施
- ・呼吸器管理(在宅人工呼吸器 NPPV) ・点滴
- 在宅酸素療法
- ・気管内の喀痰吸引
- ・口、鼻、咽頭・喉頭からの喀痰吸引
- 経鼻チューブ挿入・交換
  - ・経管栄養の注入(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養等)

  - 注射(インシュリン注射のみを対象とします)
  - 導尿

※本調査の医療的ケアには、坐薬・外用薬・内服薬の投薬は含みません。

#### 2 調查票提出

提出期限

# 平成30年2月16日(金)必着

提出先

集計委託先

〒220-0072 横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル3階 (特非) PDD サポートセンターグリーンフォーレスト 就労継続支援 B型 オフィスウイング

e-mail: yokohama2018@officewing.jp

※ファックスで御提出の場合は、障害児福祉保健課のファックス番号を御利用ください。

 ${\rm FAX}:\; 0\; 4\; 5-6\; 6\; 3-2\; 3\; 0\; 4$ 

裏面あり

# 【参考】本調査対象の医療的ケアについて

医療的ケアとは、病院以外の場所で「痰の吸引」や「経管栄養」など、家族が医ケア児・者に対し、生きていく上で必要な医療的援助のことです。

気管に溜まった痰を吸引する「たん吸引」、また口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻やお腹の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送る「経管栄養」などがあります。

医療的ケア	医療的ケアの簡単な説明
気管切開	本来の気道口である口もしくは鼻とは別に気道口を設ける手術のこと
在宅人工呼吸器	気管切開をしチューブを使って呼吸を補助すること
(TPPV)	
在宅人工呼吸器	マスクを使って呼吸を補助すること
(NPPV)	
在宅酸素	病院ではなく在宅で酸素吸入をすること
吸引	口、鼻、気管から痰を吸引すること
導尿	チューブを尿道の中に挿入して、人工的に排尿させること
経管栄養	鼻や腹部にあけた穴から、チューブを使って栄養補給を行うこと
	胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養等の種類がある
在宅中心静脈栄養	心臓に近い静脈に栄養液を注入すること
点滴	腕などの静脈から栄養を投与すること
注射	本調査ではインシュリン注射のみを対象とします

問合せ先:横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

冨田・浅野

 $\begin{array}{l} \text{TEL}: \ 0 \ 4 \ 5 - 6 \ 7 \ 1 - 4 \ 2 \ 7 \ 9 \\ \text{FAX}: \ 0 \ 4 \ 5 - 6 \ 6 \ 3 - 2 \ 3 \ 0 \ 4 \\ \end{array}$